

トライアル証明書利用規約

本トライアル証明書利用規約（以下、本規約という）は、日本クロストラスト株式会社（以下、日本クロストラストという）と日本クロストラストが提供するトライアル証明書（以下、証明書という）を申請・利用する方（以下、加入者という。加入者の申請・利用を代行される方も加入者とみなします。）の間で締結されるものです。

加入者は、本規約をご承諾のうえ申請を行い、ご利用に際しては本規約を遵守頂きます。

なお、本規約と※1.認証局運用規程（以下、CPS という）の定めに齟齬がある場合、本規約が優先して適用されるものとします。

※1.トライアル証明書を発行する認証局の運用に関する規定を定めた文書

第1条 証明書の発行

日本クロストラストは、**EnterpriseSSL** を利用する環境における **EnterpriseSSL** の動作検証を行う加入者に限り、証明書を発行します。

日本クロストラストは、加入者が所定の申請手続きを完了後、申請を処理します。日本クロストラストは、日本クロストラストの審査基準に基づき審査し、証明書申請の承認の可否を加入者に通知します。

第2条 証明書の失効

日本クロストラストは、本規約に違反した加入者の証明書をいつでも失効することができます。

第3条 禁止事項

加入者は、以下を行ってはなりません。

- ・ 日本クロストラストが認めた方法以外で証明書を利用すること
- ・ 証明書を改ざんすること
- ・ 証明書に記載されたドメイン名や組織名以外に関わる公開鍵または秘密鍵に対して使用すること
- ・ 証明書及び証明書に関連する秘密鍵を複製し、複数のサーバ上で同時に使用すること
- ・ 他の組織のために使用すること
- ・ 有効期限切れまたは失効された証明書を使用すること
- ・ その他法令に違反し、または公序良俗に反すること

加入者は、上記により発生し得る全ての損害について、日本クロストラストに一切の損失を発生させず、一切の賠償請求を行わないことに合意します。

第4条 日本クロストラストの役割と義務

日本クロストラストは、以下の役割と義務を負います。

- ・ CPS を遵守したサービスの提供を行うこと
- ・ 加入者が申請の際に提供する情報を正しく証明書に記載すること

第5条 加入者の役割と義務

加入者は、以下の役割と義務を負います。

- ・ 証明書に関連する公開鍵及び秘密鍵を自己の責任において生成すること
- ・ 日本クロストラストに提出した申請情報がすべて正確であることを保証すること
- ・ 証明書に記載するいかなる情報が、第三者の知的財産権を一切侵害していないことを保証すること
- ・ 証明書に関連する秘密鍵及び秘密鍵の稼動に要する情報（パスワードを含む）を自己の責任において管理すること
- ・ 証明書が失効された場合、当該証明書をインストールしているサーバから証明書を削除し、バックアップコピーがあればこれを廃棄し、以後いかなる目的にも当該証明書を使用しないこと
- ・ 加入者による本規約の違反や加入者の営業活動により、加入者の証明書を信頼または使用した第三者が訴訟、請求等を行った場合に、一切の損害（弁護士費用を含む）を日本クロストラストに補償し、日本クロストラストに一切の損失が発生しないようにすること

- ・ 本規約を遵守のうえ証明書を利用することが、日本クロスラストが加入者の営業若しくは経営上の危険を引受けたものではないことを承諾すること
- ・ 日本クロスラストの Web サイトを定期的に関覧し、本規約及び CPS の変更有無について確認すること

第 6 条 サービスの停止

加入者は、以下のいずれかの事情において、日本クロスラストがサービスの一部または全部を停止することを、事前に了承します。

- ・加入者に対し、事前に電子メールもしくは Web サイトにて実施時期ならびに期間を通知してシステムメンテナンスを実施する場合
- ・日本クロスラストが、サービスの提供に必要な機能に影響が生じ、もしくは生じる危険性を検知し、直ちに原因究明ならびに対策を行う必要性を認めた場合。
- ・日本クロスラストが、サービスの提供に必要な機能に対するいかなる第三者からの不正アクセスを検知、もしくはその危険性を検知し、直ちに対策を行う必要性を認めた場合。
- ・日本クロスラストが、加入者、依拠当事者、もしくは日本クロスラストの権利を保護するために、事前に電子メールもしくは Web サイトにて通知の上、サービスを停止する場合
- ・別条において定める不可抗力により、サービスの提供が困難と、日本クロスラストが判断した場合

加入者は、上述の電子メールもしくは Web サイトによる利用停止予告が無い場合があることを事前に了承すると共に、サービスの停止によって、いかなる損害が発生したとしても、日本クロスラストに対し、一切の賠償を求めないものとします。

第 7 条 責任の制限

日本クロスラストは、日本クロスラストが発行した証明書、関連する製品もしくは役務、または本規約に係わる履行、不履行、不完全履行に関連して発生し得る損害による賠償金については、日本クロスラストによる予見の可能性の有無に係わらず、何らの責を負担しません。

第 8 条 契約の有効期間・解除

本規約による契約は、日本クロストラストが加入者の申込書を承諾した日から有効となり、次のいずれかの場合に解除されるものとします。

- ・ 証明書の有効期間が満了した場合
- ・ 証明書が失効された場合
- ・ 加入者に義務の不履行があった場合

第 9 条 規約の変更

本規約の変更は、改訂後の本規約または本規約に基づき提供されるサービスの変更事項が日本クロストラストの **Web** サイトに掲載されてから **15** 日間、または加入者へ電子メールにより通知した場合はその時点で、有効となります。

加入者は本規約の改訂に同意しない場合、日本クロストラストに通知することにより、本規約による契約を解除することができます。加入者の解除通知は、日本クロストラストがこれを受理して、加入者の証明書を失効した時点で有効となります。

第 10 条 譲渡

加入者は、証明書及び本規約上の権利・義務をいかなる理由があろうとも、有償無償を問わず、いかなる第三者に譲渡することは出来ません。

第 11 条 不可抗力

日本クロストラストは、日本クロストラストの合理的な支配を超える事由を含む不可抗力により生じた遅滞、不履行、または不完全履行について、何らの責をも負担しないものとします。

第 12 条 紛争解決と管轄合意

本規約のいずれかの事項に係わる紛争を解決する場合、法的措置を講じる前に、加入者は、日本クロストラストとその他の紛争にかかわる当事者に通知して、当事者間で紛争の解決を求めなければなりません。紛争が最初の通知後 **60** 日以内に解決されない場合、当該紛争の解決については東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第 13 条 準拠法

本規約は日本国の法律に準拠するものとします。

第 14 条 分離可能性

本規約の特定の条項が、何らかの理由により無効または執行不可能であると判断された場合においても、残りの条項は有効とします。

第 15 条 通知

加入者が日本クロストラストに対して何らかの通知をする場合は、郵便、ファクシミリ、または電子メールにより行われます。

通知の宛先

宛先 : 日本クロストラスト株式会社 カスタマーサポート係

住所 : 〒102-0083 東京都千代田区麴町 3 丁目 5 番地 2 号 BUREX 麴町 8 階

FAX : 0120-979-787

電子メール : sales@crosstrust.co.jp

第 15 条 個人情報の第三者提供

日本クロストラストは証明書をお申し込みいただいた場合、その個人情報を元に認証し証明書を発行するため、英国コモド社の認証局に情報を提供します。その他でお客様の情報を他に流用することはありません。

2006 年 12 月 28 日作成